

第67回全日本実業団対抗駅伝競走大会宿泊要項

1 趣旨

第67回全日本実業団対抗駅伝競走大会（以下「大会」という。）開催の趣旨を踏まえ、大会参加者が十分な活躍ができるような宿泊環境の提供に務める。

2 対象者

この要項の適用対象者は、大会に参加する選手・監督（以下「大会参加者」という。）とする。

3 宿舎

大会参加者の宿泊は、旅館（旅館業法の許可を得て営業を行うホテル・旅館をいう。以下同じ。）を原則とし、風紀上及び衛生上支障があると認められる宿舎は使用しないものとする。

4 宿泊料金

宿泊料金は次のとおりとする。

- (1) 1人1泊2食付11,000円（宿泊料10,000円、消費税1,000円）
- (2) 欠食は原則として認めないが、大会の都合によるときの控除料金は次のとおりとする。
ア 朝食・・・1,200円
イ 夕食・・・2,300円
- (3) 欠食の申出は次のとおりとする。
ア 朝食を欠食する場合・・・前日の夕食時まで
イ 夕食を 〃 ・・・当日の朝食時まで
- (4) 昼食は斡旋しない。
- (5) 支払い期限は1月末日とする。

5 宿泊予納金

大会参加者の宿泊予納金は不要とする。

6 適用期間

令和4年12月24日～令和5年1月2日までの期間とする。ただし、災害等の特別な理由が生じた場合は別途考慮する。

7 取消の補償

(1) 入宿前、大会参加者が宿泊を取り消す場合

宿泊取消しの申し出区分	宿泊取消し料
宿泊予定日の7日前まで	無 料
宿泊予定日の6日前以降～前日まで	1人3,000円
宿泊予定日当日	1人5,000円

※ 取消し及び変更のあるときは、各チームの申込み責任者が直接当該宿舎へFAX・電話等で速やかに連絡するものとする。

(2) 入宿後、宿泊を取り消す場合は次のとおりとする。

宿泊取消しの申し出区分	宿泊取消し料
宿泊予定日の正午まで	無 料

※ ただし、特別な事情で正午を過ぎる場合は、あらかじめ当該宿舎の了解を得るものとする。

8 早着・遅発休憩料金等

原則として無料とするが、特殊な場合は宿舎との協議による。

9 宿泊の申込

(1) 申込方法は、所定の申込書により宿泊希望人数をとりまとめ、下記あて送付する。

〒371-0013 群馬県前橋市西片貝町4-14-1 前橋旅館ホテル協同組合 TEL：027-224-5162 FAX：027-224-5192
--

(2) 申込期限・・・令和4年11月30日（水）

※宿泊先となる業者を対象とした会議を行いますので、別紙宿泊申込書を上記の申込先に期日までに必ず送付願います。

10 その他

- (1) 宿舎は、チームの希望があれば、前回大会と同じ宿舎にすることを基本とする。
- (2) 宿舎の決定後は、宿舎と連絡を密にする。
- (3) 貴重品の取扱いについては、盗難防止に十分配慮する。
- (4) 食中毒予防のため外部からの持ち込みを禁止する。
- (5) 宿舎の門限は、その宿舎の定めによる。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の対策については別紙参照とする。

新型コロナウイルス感染症の対策等について

(1) 換気の徹底

館内（客室・レストラン・宴会場・ロビーなど）の換気については、空気調和設備等の基準に適合するよう維持管理に努め、外気に触れる窓やドアがある場合は、定期的に空気の入れ換えを行い、こまめに換気に努める。

(2) 接触・飛沫感染を防止する各エリア・場面の共通事項

1) 留意すべき基本事項

- ①従業員と宿泊客及び宿泊客同士の接触をできるだけ避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）
- ②感染防止のための宿泊客の整理（チェックイン・アウト時に密にならないように対応）
- ③ロビー、大浴場、食事処・レストラン等、多くの宿泊客が同時に利用する場所での感染防止
- ④入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ⑤マスクの着用（従業員及び宿泊者・入館者に対する周知）
- ⑥施設及び客室の換気
- ⑦施設内の定期的な消毒
- ⑧宿泊客への定期的な手洗い・消毒の要請
- ⑨従業員の毎日の体温測定、健康チェック

2) 各エリア・場面の共通事項

- ①他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ②複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する。
- ③手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄及び消毒する又は使い捨てにするなど特段の対応を図る。
- ④人と人とが対面する場所は、距離を保つ又はアクリル板・透明ビニールカーテンなどで飛沫感染を防止する。
- ⑤ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する。
- ⑥手洗いや手指消毒の徹底を図る。
- ⑦宿泊客や従業員がいつでも使えるようにアルコール液を施設内（客室、風呂、共用トイレ等）に設置する。
- ⑧宿泊客、従業員の中に無症状感染者がいる可能性があることを踏まえて、感染防止策を取る。
- ⑨自社バスでの送迎の場合は、密集しないよう人数を制限して運行する。

(3) 各エリアごとの留意点

1) 入館時（ロビー等）

- ①新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛、けん怠感などの症状がある人は申し出るように呼びかける。宿泊客から申し出があった場合は、同意を得た上で、速やかに保健所（帰国者・接触者相談センター）へ連絡し、その指示に従う。
- ②入口及びロビー内に手指の消毒設備（アルコール等）を設置する。
- ③入館の際に手指の消毒を依頼する。

2) 送迎時

- ①送迎車の運転席と後部座席の間にはビニールシート等で仕切りを設置する。

3) チェックイン

①チェックイン待ち

- ・間隔を空けた待ち位置の表示など、宿泊客同士の距離を保つ。
- ・客室でのチェックイン手続きに変更する 等

②チェックイン手続き

- ・フロントデスクは宿泊客との距離を保つ又はアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽する。
- ・モバイルによるアプリチェックインを導入する 等

③宿泊カードの記入

- ・「レジストレーションカード」への正確な記載と日本国内に住所を有しない外国人の場合は、その方の国籍と旅券番号を記載し、旅券の写しを保管する。
- ・「健康管理に関するセルフチェックシート」等のチェックイン時に記入していただく等、宿泊者の健康状態をできるだけ把握するよう努める（業務に負担のない範囲で）。
- ・万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、宿泊客等の名簿を適正に管理する。
- ・宿泊カードをオンライン化する。
- ・フロントデスク、筆記用具等を頻繁に清拭消毒する 等

④館内・客室案内

- ・従業員による説明ではなく、文書の配布や動画の紹介等を導入する。

⑤ルームキー、キーカードの受渡し

- ・生体認証やモバイル端末によるキーレスシステムを導入する。
- ・返却されたルームキー・キーカードの消毒を徹底する 等

⑥団体旅行や修学旅行の受入れ時の対応

- ・チェックイン時は代表者がまとめてチェックインを行い、ツアー参加者は一つの場所に固まらず、分散して待機を行うよう要請する。

4) エレベーター

①操作ボタン等

- ・エレベーター内や押しボタンを頻繁に清拭消毒する。

②他のお客様との同乗

- ・重量センサーを調整する（少ない人数でブザーが鳴る）。
- ・エレベーター内が過密状態にならないよう乗車人数を制限する 等

5) 客室

①部屋のドアの開閉

- ・ドアノブを清拭消毒する。

②部屋の設備（※）への接触

- ・客室清掃時に、消毒剤（洗剤、漂白剤等）を使って表面を清拭する。

※テレビ・空調のリモコン、金庫、部屋の照明スイッチ、スタンド、座卓、押し入れ、冷蔵庫、電話機、トイレ、水栓等

③部屋の備品（※）への接触

- ・コップ、急須、湯飲み等は消毒済みのものと交換。使用済アメニティは廃棄、館内用スリッパは使い捨てに変える又は消毒を徹底する 等

※ドライヤー、座椅子、座布団、スリッパ等

④換気

- ・空調機を外気導入に設定する。
- ・一定時間ごとに客室の窓を開けての換気を要請する 等

⑤家族等普段生活している人以外との相部屋

- ・同居者以外との相部屋の場合は、相手の同意を得ることに留意する。
また、団体旅行や修学旅行の場合、ツアー出発前に事前に参加者への確認を行うことを要請する。

6) 大浴場

①入場人数を制限する。

②更衣室

- ・ドアノブ、セキュリティロック等の清拭消毒を行う。
- ・定期的にロッカーの清拭消毒を行う。
- ・浴場での貸しタオルを中止し、客室から清潔なタオルの持参を要請する 等

③浴室内

- ・備品等の清拭消毒を行う。
- ・浴室内の換気を強化する。
- ・浴室、浴槽内における対人距離の確保を要請する。

- ・浴室、浴室内における会話を控えることを要請する 等

④化粧台

- ・ドライヤー等備品の清拭消毒、化粧品・ブラシ等は持参を要請する 等

⑤休憩室

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で会話をしないようにする。
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める。
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・使用後の備品（ソファ、マッサージ機器、体重計等）の清拭消毒の協力を要請する。
- ・水や飲料サービス機器のボタン等の定期的な清拭消毒を行う 等

7) 食事関係

※食事処、レストラン等の接待を伴わない飲食店として群馬県の施設使用制限に従い、感染防止対策としては以下のことに留意する。

①宴会場（宴会・会食）

- ・参加人数、滞在時間の制限、席の間隔に留意する。
- ・従業員はマスクを着用する。
- ・お客様に食事開始までマスク着用を要請する。
- ・発熱、咳、かぜ症状のある人は入場を遠慮していただく。
- ・入場時、手洗いまたは手指消毒を徹底する。
- ・座布団、座椅子、脇息、お膳等は開始前、宴会終了後の消毒を徹底する。
- ・横並びでの着席を推奨する（座席レイアウトの変更）。
- ・宴会場の換気を強化する。
- ・お酌や盃の回し飲みは控えるよう要請する。
- ・従業員とお客様の接触を極力減らす（従業員からの料理説明を料理説明メモに変更等）。
- ・鍋料理や刺身盛り等は一人鍋、一人盛りに極力変更する。または、従業員が取り分ける 等

（従業員の料理提供）

- ・従業員の衛生管理を徹底する。
- ・下膳と同時に料理提供をしない 等

（食べ終わった食器類の下膳）

- ・下膳作業後の手洗い、手指消毒を徹底する。

②食事処（食事）

- ・お客様に食事開始までマスク着用を要請する。
- ・従業員はマスクを着用する。
- ・発熱、咳、かぜ症状のある人は入場を遠慮していただく。
- ・入場時、手洗いまたは手指消毒を徹底する。
- ・横並びでの着席を推奨する。テーブルの間隔を広げる（座席レイアウトの変更）。
- ・参加人数、滞在時間を制限する。
- ・会場の換気を強化する。
- ・お酌や盃の回し飲みは控えるよう要請する。
- ・従業員とお客様の接触を極力減らす（従業員からの料理説明を料理説明メモに変更等）。
- ・鍋料理や刺身盛り等は一人鍋、一人盛りに極力変更する。または、従業員が取り分ける 等

（従業員の料理提供）

- ・従業員の衛生管理を徹底する。
- ・下膳と同時に料理提供をしない 等

（食べ終わった食器類の下膳）

- ・下膳作業後の手洗い、手指消毒を徹底する。
- ・グループ毎に食事後のテーブル等を消毒する。

③部屋食

(調理場→パントリー→客室への料理の運搬)

- ・運搬用機器の手に触れる部分を清拭消毒する。

(客室内での料理の提供)

- ・横並びでの着席を推奨する。
- ・客室入室後、手指消毒をしてから料理を並べる。
- ・できるだけ一度に料理を提供し、従業員の客室への入室回数を少なくする。
- ・従業員はマスクを着用する。
- ・従業員とお客様の接触を極力減らす（従業員からの料理説明を料理説明メモに変更等）。
- ・鍋料理や刺身盛り等は一人鍋、一人盛りに極力変更する。または、従業員が取り分ける 等

(食べ終わった食器類の下膳)

- ・下膳作業後の手洗い、手指消毒を徹底する。

(客室内で冷蔵庫から出した飲料を飲む)

- ・客室内のコップの交換、冷蔵庫内の飲料提供の中止、又は消毒を徹底した上で配置する。

④ビュッフェ

- ・ビュッフェ方式をセットメニューでの提供に代えることを検討する。
- ・ビュッフェ方式で食事を提供する場合には、料理を小皿に盛って提供する、従業員が料理を取り分ける、お客様一人ひとりに取り分け用のトングやお箸を渡し、使い終わったトングは回収・消毒してトング類を共用しないようにする等を徹底する。

(会場入り口での受付・案内)

- ・お客様に食事開始までマスク着用を要請する。
- ・従業員はマスクを着用する。
- ・発熱、咳、かぜ症状のある人は入場を遠慮していただく。
- ・入場時、手洗いまたは手指消毒を徹底する。
- ・従業員とお客様の接触を極力減らす。

(食事)

- ・横並びでの着席を推奨する（座席レイアウトの変更）。
- ・入場人数、滞在時間の制限、席の間隔に留意する。
- ・使用したトレイを清拭消毒してから次のお客様に提供する。
- ・自席で食事中以外（お客様のテーブル間の通行や移動等）のマスク着用を要請する。

(従業員によるビュッフェテーブルの料理の補充・入れ替え)

- ・料理提供担当者の手指消毒を徹底する。

(ドリンクサーバーでの飲み物提供)

- ・ボタンやピッチャーの持ち手の清拭消毒を行う。または、従業員が手袋を着用の上注ぐ。

(食べ終わった食器類の下膳)

- ・下膳作業後の手洗い、手指消毒を徹底する。
- ・グループ毎に食事後のテーブル等を消毒する。

8) チェックアウト

①チェックアウト時の待ち列

- ・カード決済による非対面チェックアウト手続きを行う。

②ルームキーの返却

- ・フロントスタッフの手指消毒を徹底し、返却後のキーの消毒を行う。

③宿泊料金の支払い

- ・フロントデスク上にアクリル板等を設置する。または、カード決済による非対面チェックアウト手続きを行う。

9) 清掃等の作業

①客室の布団上げ

- ・マスクを着用し、使用後のリネン類は、回収後に人が触れないように密閉保管する。

②客室清掃

- ・清掃時はマスク・使い捨て手袋を着用する。
- ・使用した浴衣、室内スリッパ等はすべて洗濯・消毒済みのものと交換する。
- ・使用済みタオルは、回収後に人が触れないように密閉保管し、洗濯・消毒する。
- ・ゴミはビニール袋で密閉して処理する。

③浴場清掃

- ・浴室内の設備・備品を清拭消毒する。
- ・清掃時に換気し、完全に空気を入れ換える。
- ・脱衣室内の設備・備品を清拭消毒、ロッカー内部も清拭消毒する。
- ・使用済みタオルは密閉保管し、洗濯・消毒する。
- ・浴槽水等の消毒を徹底する。

④館内清掃

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要であり、ドアノブやエレベーターのボタン、階段の手すり、フロントデスク、ロビー内の家具、共用パソコンなどは、定期的にアルコール消毒液で拭く。
- ・手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い。
- ・自動販売機は自販機ボタン、取り出し口を頻繁に清拭消毒する。
- ・お客様用スリッパ等は使用後に清拭消毒する。または、使い捨てに変更する。

10) トイレ（※感染リスクが比較的高いため留意）

- ・便器内は、通常の清掃で良い。
- ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備する。
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。
- ・常時換気をオンにしておくなど換気に留意する。

【群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合 宿泊施設等における新型コロナウイルス対応ガイドライン 第1版より抜粋】

<https://www.gunmaken-ryokankumiai.jp/組合概要/>